

グループホーム福わらい 入居契約書

_____様（以下「入居者」という。）と特定非営利活動法人しんまち（以下「事業者」という。）が事業運営するグループホーム 福わらい（以下「事業所」という。）において、入居者が事業者から提供される認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総 則

（契約の目的）

- 第1条 本契約は、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排せつ、着替え等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的として、事業所において介護サービスを提供します。
- 2 事業所が入居者に対して実施する介護サービスの内容は、入居者の認知症対応型共同生活介護計画（以下「ケアプラン」という。）に定める通りとします。

（契約期間）

- 第2条 この契約の期間は、令和 年 日より令和 年 月 日までの1年間とします。
- 2 契約期間満了日の1か月前までに、入居者から更新拒絶の申し入れがない場合は、本契約は従前と同一条件で自動更新するものとし、以後も同様とします。

（ケアプランの決定・変更）【重要事項説明書 5. ケアプランの決定・変更】

- 第3条 事業所は、計画作成担当者に入居者のケアプランの作成に関する業務を担当させるものとし、これに基づいた介護サービスを提供するものとし、
- 2 事業所は、ケアプランについて入居者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとし、
- 3 事業所は、ケアプランの変更の必要があると認められた場合には、入居者及びその家族と協議して、ケアプランを変更するものとし、入居者及びその家族に対して説明をして内容を確認するものとし、

（介護保険給付対象のサービス）【重要事項説明書 6. 提供するサービス①～⑦】

- 第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において食事、入浴、排せつ、着替え等の介助、相談、助言等の精神的ケア並びに機能訓練、健康管理等の療養上の世話を提供します。

(介護保険給付対象外のサービス)【重要事項説明書 6. 提供するサービス⑧～⑩】

第5条 事業者は、前条の介護保険給付対象外のサービスとして入居者との合意に基づき次のサービスを提供します。

- ① 生理用品、介護用品のご用意
- ② 行政手続きの代行
- ③ 貴重品の管理

(運営規程の遵守)

第6条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の適切な維持管理を行います。

- 2 前項の運営規程は、本契約に付随するものとして事業者及び入居者の双方が遵守するものとし、事業者においてこれを変更する場合は、入居者に対して事前に説明をします。
- 3 入居者は、前項の変更不同意の場合には、本契約を解除することが出来ません。

第2章 料 金

(利用料金の支払い等)【重要事項説明書 7. 利用料金】

第7条 入居者は、重要事項説明書に記載された所定の利用料(重要事項説明書 7. 利用料金)を事業者に支払います。

- 2 前項の利用料のうち、家賃、水道光熱費、共益費、食材料費、冬期暖房費については、月の途中で入退居の場合には、日割り計算をするものとします。ただし、入居中の入退居の場合には、家賃については日割り計算をしないものとします。
- 3 第1項の利用料の支払いは、毎月末ごとに内訳を記載した請求書を作成し、現金あるいは銀行振替口座によって翌月15日までに支払うものとします。
- 4 事業者は、支払いを受けた場合には、支払いを受けた内容の内訳を記載した領収書を発行するものとします。

(利用料金の変更)

第8条 前条の利用料金について、介護報酬告示上の額に変更があった場合には、(介護予防)認知症対応型共同生活介護費については変更するものとします。それ以外の利用料金変更については、経済状態の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は入居者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明をしたうえで相当な額に変更するものとします。

- 2 入居者は、前項の変更不同意の場合には、本契約を解除することが出来ません。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、入居者の生命、身体、財産の安全確保に最大限の配慮をします。

- 2 事業者は、常に入居者の健康に注意すると共に、入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関と連携し、入居者からの聴取・確認を行ったうえで、必要なサービスを実施するものとします。
- 3 事業所は、介護サービスの提供に当たっては、入居者または他の入居者等の生命並びに身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合には、入居者及びその家族の同意を得てするものとし、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとします。
- 4 事業者は、入居者に対するグループホームサービスの提供について記録等を作成し、それを事業者が定める文書取扱規程で規定する間保管し、入居者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、入居者のプライバシーの保護について、十分な配慮をするものとします。ただし、介護サービスの実施及び安全衛生上の管理の必要があると認められる場合、入居者は、職員が居室などに立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。

(守秘義務)【重要事項説明書 13. 個人情報】

- 第10条 事業者は、正当な理由がある場合を除き、入居者またはその家族の個人情報を他に漏らさない義務を負うものとします。
- 2 事業者は、職員が退職後、在職中知り得た入居者またはその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。

第4章 利用者の義務

(施設、設備の利用上の注意義務等)

- 第11条 入居者は、居室、共用施設及び敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 入居者は、施設、設備について、故意または重大な過失によりこれらを滅失、破損もしくは汚損した場合には、自己の費用をもって原状に復するかまたは相当の代価を支払うものとします。
 - 3 入居者の心身の状況により、特段の配慮が必要な場合には、入居者及びその家族との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとします。

(入居者の禁止行為)

- 第12条 入居者は、事業所において次の各号に該当する行為について禁止するものとします。
- ① 喫煙及び飲酒（特別の事情がある場合を除きます。）
 - ② 職員及び他の利用者に対して、宗教活動、政治活動その他営業活動を行うこと
 - ③ 日常生活に必要な無い危険物等の物品の持込み

第5章 損害賠償

(損害賠償)【重要事項説明書 15. 損害賠償について】

第13条 事業所において介護サービスの提供にあたり、事業所の責任に帰すべき過失により入居者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、事業所は速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、入居者において故意または過失が認められた場合は、その程度に応じて損害賠償責任を減じることとします。

2 前項の損害賠償のために事業所において損害賠償保険に加入します。

(損害賠償がなされない場合)

第14条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任が免責されるものとします。

- ① 入居者が契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因してもっぱら損害が発生した場合
- ② 入居者がサービスの実施に当たり必要な事項に関する聴取、確認に対して、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因してもっぱら損害が発生した場合
- ③ 入居者の急激な体調変化等の事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの不能)

第15条 事業者は、本契約期間中に地震、河川の流水等の天災地変、その自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、入居者に対してサービスを提供すべき義務を免れるものとする。この場合には、すでに実施したサービスを除き、所定のサービスの利用料金の支払請求は出来ないものとします。

第7章 契約の終了

(契約の終了事由)【重要事項説明書 8. 施設を退居していただく場合(1)】

第16条 入居者または事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

- ① 入居者が死亡した場合
- ② 入居者が、要介護認定において心身の状況が自立あるいは要支援1とされた場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産開始決定がされた場合またはやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

(入居者からの契約解除)【重要事項説明書 8. 施設を退居していただく場合(2)】

第17条 入居者は、30日以上の予告期間において事業者へ通知することにより本契約を解除することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- ① 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったときその他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ④ 他の入居者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがあるにもかかわらず、事業者が適切な対応を取らない場合
- 2 入居者が、医療機関に入院し30日以内に退院できる見込みが無く、かつ入居者及びその家族との協議のうえで本契約の継続が適切でないと認められる場合には、その日をもって契約解除とします。
- 3 入居者が、第1項の通知を行わずに居室から退居した場合において、その退居が本契約を解約する意図であったと認められた場合には、事業者が入居者の契約解除の意思を確認した日をもって本契約の解約日とします。

(事業者からの契約解除)【重要事項説明書 8. 施設を退居していただく場合(3)】

第18条 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、30日以上の予告期間において文書で通知することによりこの契約を解除することが出来るものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することが出来るものとします。

- ① 入居者が、本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 第7条に基づき入居者が事業者へ支払うべきサービス利用料金を3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合
- ③ 入居者が医療機関に入院し、90日以内に退院の見込みがない場合または入院後90日を経過しても退院できないことが明らかになった場合

(契約の終了に伴う援助)【重要事項説明書 8. 施設を退居していただく場合(4)】

第19条 本契約が終了し、入居者が事業所を退居する場合には、入居者の希望により事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。

- ① 適切な医療機関または介護保険施設等の紹介
- ② 他のグループホーム等の居宅介護支援事業者等の紹介
- ③ その他の保険医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介

(居室の明け渡しと精算)

第20条 本契約が終了する場合において、入居者はそれまでに提供されたサービスに対する第7条に基づく利用料金支払い義務及びその他の条項にもとづく義務を履行した上で居室を明け渡すものとします。

(残置物の引渡し等)【重要事項説明書 14. 残置物引受人】

第21条 事業者は、本契約が終了した後において、入居者の残置物がある場合、入居者及びその家族または身元引受人等にその旨を連絡するものとします。

2 入居者及びその家族または身元引受人等は、前項の連絡を受けた後3週間以内に残置物を引き取るものとします。

3 事業者は、前項に定める期間を過ぎて、入居者及びその家族または身元引受人等が残置物を引き取らない場合は、適当な者に委託して、当該残置物を入居者及びその家族または身元引受人等に引き渡すものとし、その引き渡しに係る費用は入居者及びその家族または身元引受人等が負担するものとします。

第8章 その他

(苦情解決)【重要事項説明書 16. 苦情の受付について】

第22条 事業者は、提供した介護サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。

2 事業者は、入居者及びその家族または身元引受人等が苦情を申し立てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

(身元引受人)

第23条 事業者は、入居者に対し、身元引受人を立てることを求めるものとします。ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、本契約にもとづき利用者の債務を負うときは、入居者と連帯して履行の責任を負うものとします。

3 身元引受人は、前項の義務のほか、次の各号の責任を負うものとします。

- ① 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように事業者協力すること。
- ② 入居者が死亡した場合の遺体の引取り並びに遺留金品の処理その他必要な措置

(協議事項)

第24条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、入居者及びその家族並びに身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者及び事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。ただし、自署の場合は押印不要。

令和 年 月 日

入居者 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

法定代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

事業者 所在地 長野市信州新町上条 125 番地 1

名称 特定非営利活動法人 しんまち

代表者 理事長 坂元 芳治 印